

玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令に規定する
原産地の意義に関する省令要旨

- 1 玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令(2 において「令」という。)第 3 条において準用する関税暫定措置法施行令第 5 0 条第 1 項第 1 号に規定する財務省令で定める物品については、関税暫定措置法施行規則(2 において「規則」という。)第 8 条の規定を準用することとする。(第 1 条関係)
- 2 令第 3 条において準用する関税暫定措置法施行令第 5 0 条第 1 項第 2 号に規定する財務省令で定める加工又は製造については、規則第 9 条の規定を準用することとする(第 2 条関係)
- 3 この省令は、平成 1 7 年 9 月 1 日から施行することとする。